

公 示

公示第 8 3 号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に際し、原価計算書
その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付の必要がないと
認める場合について

道路運送法施行規則第 1 0 条の 3 第 3 項により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃
及び料金の申請に、原価計算書その他の運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類
の添付が必要ないと認める場合を下記のとおり定めたので公示する。

平成 2 1 年 1 0 月 1 日

東北運輸局長 木場 宣行

記

- 1 . 申請しようとする基本運賃が、「一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について」(平成 2 1 年 1 0 月 1 日公示第 8 2 号)にて公示した自動認可運賃と同一である場合。
- 2 . 申請しようとする運賃及び料金が、定額運賃に係るものであって、運賃適用地域において既に定着(利用者の著しい混乱が生じていないこと及び不当な競争を引き起こす状況にないことについて確認がなされたものをいう。)していると認められる場合。

附 則

- (1)本件公示は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日以降実施し、申請の受付は同日以降開始する。
- (2)「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に際し、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の全部又は一部の添付の必要がないと認める場合について」(平成16年10月6日公示第63号)は、平成 2 1 年 9 月 3 0 日限りこれを廃止する。